

五所川原市財政健全化計画

平成19年2月23日

五所川原市

目 次

財政健全化計画の策定について	1
1 財政健全化計画策定の目的	1
2 財政再建団体への転落回避について	1
3 行政改革大綱及び集中改革プランとの関係	2
4 財政健全化計画の期間	2
財政健全化に向けての具体的な取組方策	2
1 予算の編成方針	2
2 事務事業の見直し（行政改革）の視点	3
3 歳入の確保	5
財政健全化計画推進後の財政試算（普通会計）	6

財政健全化計画の策定について

1 財政健全化計画策定の目的

本市では、平成18年3月20日に策定した「五所川原市行政改革大綱」及びその具体的実施計画ともいうべき「五所川原市集中改革プラン」に基づいて、現在、最小の経費で最大の効果を上げる行財政体制を確立すべく各種取組を進めているところである。

しかるに、前記集中改革プランにおける今後の財政見通しでは、これまでと同様の財政運営を漫然と続ければ、今後、一般財源が大きく不足し、財政赤字が拡大する結果、「準用財政再建団体」（以下「財政再建団体」という。）に転落する危機にあることが明白になった。

そこで、財政再建団体への転落回避を最優先課題とし、歳入の範囲内で必要な歳出を賄ういわゆる収支均衡のとれた財政運営を行うとともに、不測の事態に対応し、かつ環境の変化に機動的・弾力的に対応できる行財政体質への転換を図るため、あらためてこの財政健全化計画を策定するものである。

2 財政再建団体への転落回避について

(1) 財政再建団体の要件及び財政再建計画の策定

地方財政再建促進特別措置法では、標準財政規模（標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模（本市は約150億円））の20%以上の赤字（本市の場合は約30億円）が発生した市町村は、自ら策定した「財政再建計画」について国（総務大臣）の承認を得、財政再建団体となって財政構造の健全化を図りながら、計画的に赤字の解消に努めていかない限り、建設事業等の財源として地方債の発行ができない（事実上、建設事業ができない）こととされている。

(2) 財政再建計画の内容及び実行

財政再建計画については、おおむね7年以内に再建が完了するように策定することとされている。また、策定に当たっては、次のような事項について具体的措置を計画に盛り込み、国の承認後は、それを厳格に実行することが求められる。

歳入

税 課税客体の把握の強化、徴収率の向上（他団体の平均以上）、滞納整理の促進

使用料手数料 他団体の水準や経費見合いでの料率の引き上げ

歳出

人件費 給与費の節減、定員管理の適正化（施設の統廃合や勧奨退職等による職員数の抑制）

物件費 市の特殊事情を考慮しつつ、類似団体の最低水準まで縮減
補助費等 支出効果の全面的な再検討を行い、緊急度・必要性の高いものを除き減額又は廃止

普通建設事業 再建期間中充当可能な一般財源の範囲内で重要なもののみ（補助事業を優先、単独事業は抑制）

(3) 転落回避の必要性

このように、財政再建団体に転落すれば、国の指導監督の下で、急激で強制的な財政再建計画の策定・実行が求められ、市民生活や地域産業への大きな影響が必至である。したがって、自治権の剥奪にも等しい財政再建団体への転落はなんとしても回避する必要がある。

3 行政改革大綱及び集中改革プランとの関係

本市は、既に行政改革の究極の目標として「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」の実現を掲げ、持続可能な行政サービス基盤の確立を目指して行政改革大綱を策定している。また、大綱の下位に、その具体的な実践計画である集中改革プランを策定している。そして、これらの推進管理については、五所川原市行政改革推進本部が行うこととされている。

この財政健全化計画もまた、行政改革大綱の下位に位置付けられるものとして、集中改革プランにおける財政運営に関する記述部分を整理統合したものである。

すなわち、本計画の実質は集中改革プランの実行にあると見てよい。

したがって、本計画についても五所川原市行政改革推進本部が策定及び進行管理を行っていくこととし、市民や市議会をはじめ、各種団体等の理解と協力を得ながら、全庁をあげて取り組んでいくこととする。

4 財政健全化計画の期間

財政健全化計画の期間については、上位計画である行政改革大綱の計画期間にかかわらず、平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

また、この間の財政見通しを明らかにするため、現段階における平成18年度決算見込の数値を基礎として財政試算を行うこととする。

さらに、毎年度の決算に応じて、この財政試算をローリングさせ、必要が生ずれば、財政健全化計画の期間及び取組方策等について、見直しを行っていくものとする。

財政健全化に向けての具体的な取組方策

1 予算の編成方針

(1) 基本方針

毎年度の予算編成における基本方針として、まず、当初予算については、年間総合予算として編成するものとする。年間総合予算の趣旨に則り、年間の事業計画等を検討の上、適正な見積もりを行うものとし、年度途中において予算の補正等が生ずることのないよう留意するものとする。

次に、年度途中での追加財政需要に係るものについては、真にやむを得ないもの限り、補正予算を編成するものとし、その場合、原則として、既定予算の見直し、振替（スクラップ・アンド・ビルド）等による財源捻出により対応するものとする。一般財源の純増を伴う補正要求は認められない。

(2) 歳出削減の徹底

本市の限られた一般財源総額の下にあって、扶助費、公債費等の義務的経費の増加等による財源不足の圧縮に努めるため、次に掲げる経費以外の経費については、一般財源ベースで対前年度比10%の削減を計画期間中徹底して実行するものとする。

人件費、扶助費（法令に基づくものに限る。）及び公債費
災害復旧事業費及び国・県直轄事業負担金
貸付金（年度内回収分に限る。）
法令等により義務付けられている経費のうち財政課と協議済みの経費
その他削減対象から除く経費として財政課が通知した経費

すなわち、平成18年度当初予算において、各課（各施設）（以下「担当課」という。）に配分された一般財源を既定枠配分財源とし、平成19年度当初予算においては、原則担当課毎に、所管する事務事業の全てを根底から見直し、重要性及び行政関与の必要性等を精査し、その再編・整理・統合、継続・廃止、拡充・縮小を検討の上、総体として一般財源を対前年度比10%削減するものとする。

以後、同様とする。

(3) 歳出の削減方法

歳出の削減に当たっては、全ての事業の一律削減の方法による縮小均衡型ではなく、行政責任範囲の明確化と選択集中型で臨むことにより、担当課が責任をもって個々の事業及び予算の執行に責任を持つこととする。

また、担当課単位において、対前年度比10%の削減が困難である場合には、部内で調整の上、部全体として対前年度比10%の削減を達成することもやむを得ない。

しかし、この削減は、単年度限りのものではない。財政収支が十分に改善し、収支均衡が実質的に回復するまでの間、継続せざるを得ないことに留意する必要がある。

したがって、現状の事業をそのままにした小手先の節約では到底対応出来ないものであり、制度・事業の全面見直し及び長期的な計画、終期設定がなんとしても必要である。

2 事務事業の見直し（行政改革）の視点

(1) 人件費の抑制

義務的経費である人件費については、削減するには難しさをともなう。

しかし、財政健全化への取組そのものに市民の理解を得るためには、事業費の節減だけに偏ることなく、聖域なき見直しという視点に立つことが必要である。

まして、人件費は一般財源比率が高いことから、早期に財政を健全化するためには、その削減が不可欠である。

したがって、まずは総人件費を削減するため、退職者の不補充を原則としつつ、新規採用は必要最小限とする定員適正化計画を着実に実施し、人員を削減していくこととする。

また、事業を改変すれば、それに伴い当然に組織のスリム化、要員の見直しが必要となることから、現行の定員適正化計画についても、さらなる見直しを進めていくこととする。

一方、給与の減額については、市長等特別職は、財政危機の乗り越えに強力なリーダーシップを発揮すべき立場であることから、率先して自らの給与を減額することとする。

市長は、給料月額 20% 、助役は同じく 15% 、その他の常勤の特別職は同じく 10% を減額して支給する。

また、一般職の職員については、労使協議の結果、職位に応じて給料支給月額の 5% 又は 4% を減額することとし、かつ、管理職員の管理職手当についても、その月額の 10% を減額して支給する。

減額の期間は、特別職及び一般職のいずれも平成19年度から平成21年度までの3年間とする。

なお、市議会議員の報酬の取扱いについては、市議会において自主的に判断されるべきものである。

(2) 物件費の削減

物件費は、人件費、維持補修費、扶助費及び補助費等以外の消費的経費であり、賃金、旅費、消耗品費、通信運搬費、委託料、使用料及び備品購入費等の経費であるが、一般財源の削減に当たって、真っ先に縮減を図ることとする。

(3) 維持補修費の削減

委託等による専門的技術を必要としない作業等、職員で出来るものは、可能な限り職員が実施するよう努め、また、保守点検等の委託料については、作業内容、単価等を見直し、削減に努めるものとする。

さらに、施設（公の施設）のあり方についても、統廃合を含めて検討を進めることとする。

(4) 補助金等の整理合理化

制度改正、施策の見直し等に関する情報を的確に把握するとともに、国・県の補助金が廃止された事業については、原則廃止とする。

市単独補助金で、現在、支出されているものについては、補助目的が達せられたと認めるもの、補助効果が乏しいもの又は実状にそぐわないもの等については、廃止又は縮減するほか、最終的には全廃とするよう努めるものとする。

そのため、全ての補助金について、いったん終期を設定することとする。

なお、担当課にあっては、補助対象団体等への情報提供を適切に行い、補助金の廃止等に当たっても当該団体の運営等に支障が生ずることのないよう、自立を

促すものとする。

(5) 普通建設事業の見直し

新規事業の抑制はもちろんのこと、現在実施中の事業であっても、計画年限を延伸する等により単年度の一般財源の縮減を図るものとする。

また、PFI手法の事業を導入する等民間の活力を活用し、より一層のコスト削減を図るよう検討するものとする。

(6) 内部管理経費の見直し

毎年度、前年度当初予算に対して、一律10%の削減を行う。

(7) その他事務事業の整理合理化

行政と民間との役割を整理し、民間でもできる業務は、民間の団体への移行を促進する。

(8) 特別会計繰出金等について

特別会計繰出金及び一部事務組合負担金における内部管理経費に係るものについても、毎年度、前年度当初予算に対して、一律10%の削減を行う。

企業会計や公社等についても同様の事務事業の見直しを行い、歳入の確保及び歳出の削減に努める。

3 歳入の確保

(1) 税の徴収対策

税の徴収対策として、平成17年度から導入した口座振替の加入促進、滞納者に対する納付相談等を強化し、市民の納税意識の向上を図り、徴収率向上に努める。

(2) 使用料・手数料

使用料・手数料については、他団体との比較で料率が低いものを引き上げ、施設に係る維持管理経費との関係で使用料の見直しを行う。また、見直し後においては、3年毎に見直しを行うことをルール化するとともに、納付率の向上に努める。

(3) 未利用財産

未利用財産については、情報公開を積極的に行い、民間への売り払い又は貸し付けを進めていく。

(4) その他収入

その他収入として、市の財政状況に鑑み、新たな受益者負担についても、受益と負担の原則に基づき妥当性を検証した上で、その導入を検討する。

財政健全化計画推進後の財政試算（普通会計）

（単位：百万円）

区分		H 1 8 決算見込み	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3
歳入	市税	4,923	5,343	5,444	5,446	5,448	5,449
	地方譲与税・交付金	1,549	1,114	1,116	1,116	1,116	1,116
	地方交付税	10,393	10,394	10,482	10,417	10,420	10,196
	国庫支出金	4,520	3,407	3,822	3,861	3,831	3,277
	県支出金	1,131	1,508	1,467	1,373	1,370	1,376
	市債	3,774	2,132	2,820	2,036	1,967	1,034
	その他歳入	2,483	2,461	1,697	1,686	1,672	1,664
	歳入計	28,773	26,359	26,848	25,935	25,823	24,111
歳出	義務的経費						
	人件費	4,366	4,182	3,988	3,889	3,765	3,603
	扶助費	4,879	5,088	5,215	5,308	5,405	5,507
	公債費	4,621	4,868	4,864	4,839	4,922	4,828
		13,866	14,138	14,068	14,035	14,091	13,937
	普通建設事業	5,809	3,212	3,910	2,989	2,697	1,104
	物件費	2,035	1,993	1,691	1,513	1,489	1,410
	維持補修費	384	436	365	329	316	304
	補助費等	4,071	4,044	3,833	3,805	3,748	3,646
	その他歳出	2,920	2,933	2,979	3,005	3,085	3,121
歳出計	29,085	26,755	26,847	25,676	25,425	23,523	
歳入歳出差引額		312	396	1	259	398	588
累積赤字（黒字）額		312	708	707	448	50	538

各区分ごとの金額は四捨五入しているため、計とは一致しない。

表 1]歳入歳出

単位：百万円

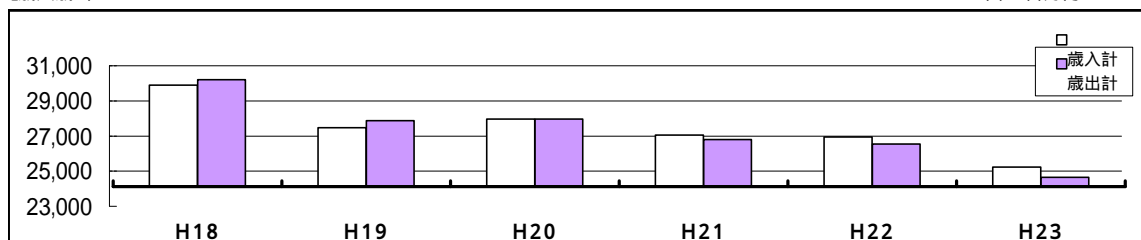


表 2]収支推移

単位：百万円

